

指定下水道工事店の指定申請、責任技術者の登録申請受付のお知らせ

日野市下水道課

日野市指定下水道工事店の指定申請、責任技術者の登録申請を下記要領により受付いたします。

1. 指定下水道工事店の指定申請受付・責任技術者の登録受付時期

随時受付しております。（土曜、日曜、祝日は受付しておりません。）

2. 指定下水道工事店の指定基準

- (1) 東京都の区域内に営業所があること。
- (2) 責任技術者が1人以上専属していること。(必ず1名以上、日野市に登録して下さい。)
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

3. 指定下水道工事店の指定申請及び責任技術者の登録申請は、同時にできます。

4. 指定申請手数料

指定下水道工事店の指定の申請 1件 10,000円

責任技術者の登録の申請 1件 3,000円

※東京都公営企業管理者発行の「排水設備工事責任技術資格者証」があれば、登録申請は不要です。

5. 提出書類

◆各様式の添付書類を確認して下さい。（別紙 指定水道工事店申請提出一覧表参照）

(1) 指定下水道工事店の指定の申請

- ・指定下水道工事店指定申請書 … (第1号様式)
- ・営業所の平面図・写真・付近見取図 … (第2号様式)
- ・専属責任技術者名簿 … (第3号様式)
- ・設備及び器材調書 … (第4号様式)
- ・営業所の所在地がある区市町村の、指定工事店証の写し

(2) 責任技術者の登録の申請

- ・責任技術者登録申請書 … (第8号様式) 写真を右上の余白欄に貼付して下さい。

6. 指定下水道工事店の有効期限

指定日の属する年度から5年間

(有効期限が過ぎたら、更新手続きが必要です。)

7. 当市では、指定下水道工事店と市が「公共下水道公共汚水ます及び取付管設置業務」の単価契約を取り交わします。これは、指定下水道工事店が行う排水設備切り替え工事の際、公共汚水ます又は取付管がない場合は、その指定下水道工事店がその業務を行うからです。

従って、指定下水道工事店の指定を受け、日野市に指名参加登録をして、単価契約を取り交わした後でなければ、公共汚水ます及び取付管の設置業務は行うことができません。

平成28年12月1日

問い合わせ先

日野市神明 1-12-1 〒191-8686

日野市下水道課庶務係

電話 042-514-8317(直通) 代表042-585-1111 内線3711

FAX 042-583-4483

メール gesuif@city.hino.lg.jp